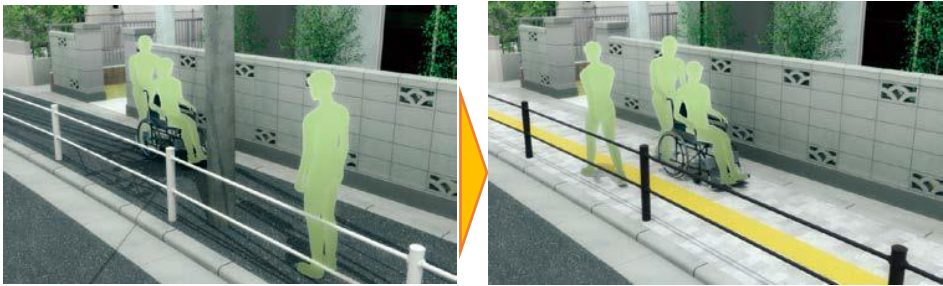


第4章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1 基本方針

町田市における無電柱化の推進に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を以下のとおり定めます。

防 災	【基本方針1】都市防災機能の強化 台風や地震時に、電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断を防ぐとともに、救助活動の円滑化や電気・電話などのライフラインの安定供給を図ることで、都市防災機能を強化します。 
安 全 ・ 快 適	【基本方針2】安全で快適な通行空間の確保 歩行等の妨げとなる電柱をなくし、歩行者や車いすなどが通行しやすい空間を確保します。 
景 観	【基本方針3】魅力的な都市景観の創出 景観を阻害する電柱や電線をなくし、魅力的な都市景観を創出します。 

引用図：「無電柱化ってなに？」（東京都 HP）

2 整備方針

基本方針を踏まえ、以下の整備方針のもと無電柱化の整備を推進します。

① 効果的な整備推進

既存道路を無電柱化するには、相当の時間と費用が要されます。そのため、既存道路の無電柱化にあたっては、効果が高い路線を優先して整備していきます。

② 効率的な整備推進

無電柱化率を高めるためには、効率的な無電柱化の整備が必要です。

町田市が新たに整備を行う都市計画道路、まちづくり上必要な路線、幅員 12m以上の道路では、地上機器の設置スペースを確保できるため効率的な整備が可能となることから、これら道路整備に併せて無電柱化を整備します。

また、土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発行為等に伴って整備される幅員 12m以上の道路においても、無電柱化を促進します。

③ 低コスト化手法の検討・導入

無電柱化するには、高額な整備費用が課題となります。コスト削減を図るため、技術開発の進展を踏まえながら、低コスト化手法を積極的に検討・導入します。

④ 関係事業者等との連携

無電柱化は、整備期間の長期化が課題となります。円滑に無電柱化を推進するため、道路工事調整会議等において関係事業者等と連携し、工期の短縮や必要最低限の地下埋設物の支障移設工事とするよう調整を行っていきます。

⑤ 無電柱化整備に関する補助制度等の活用

「無電柱化チャレンジ支援事業制度」や「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」、「区市町村無電柱化事業に対する都費補助制度」等、国や東京都の補助制度を活用することで、無電柱化事業の財源確保を図ります。

第5章 無電柱化推進計画の期間

1 計画の期間

町田市無電柱化推進計画の計画期間は、「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）と合わせ※、2020年度から2025年度までの6ヶ年間とします。

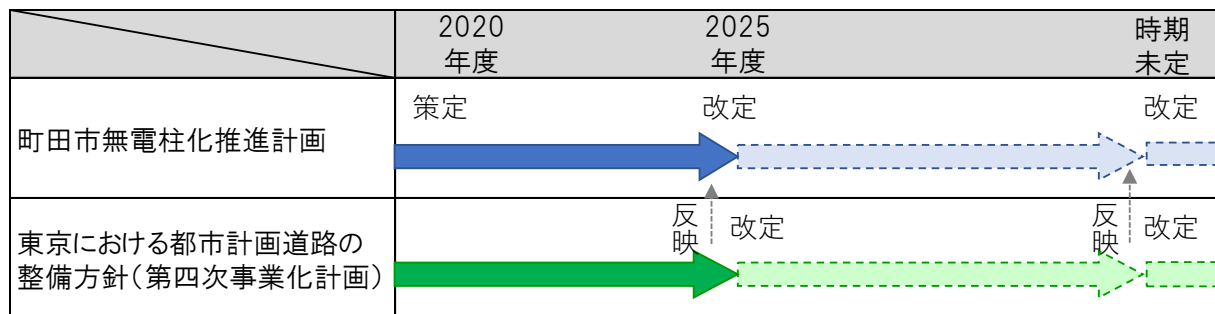


図8 計画の期間

※ 2026年度以降の次期町田市無電柱化推進計画は、効率的な整備を図るため次期の都市計画道路の事業化計画の計画期間と同期間とします。なお、現時点で次期の都市計画道路の事業化計画の名称や計画期間は未定です。

第6章 無電柱化の推進に関する目標

1 無電柱化優先整備路線の選定

町田市道の全延長は約 1,281km^{※1} であり、整備方針のとおり、効果的・効率的な無電柱化の整備推進をするため、下記のとおり優先的に無電柱化を行う「無電柱化優先整備路線」を選定します。

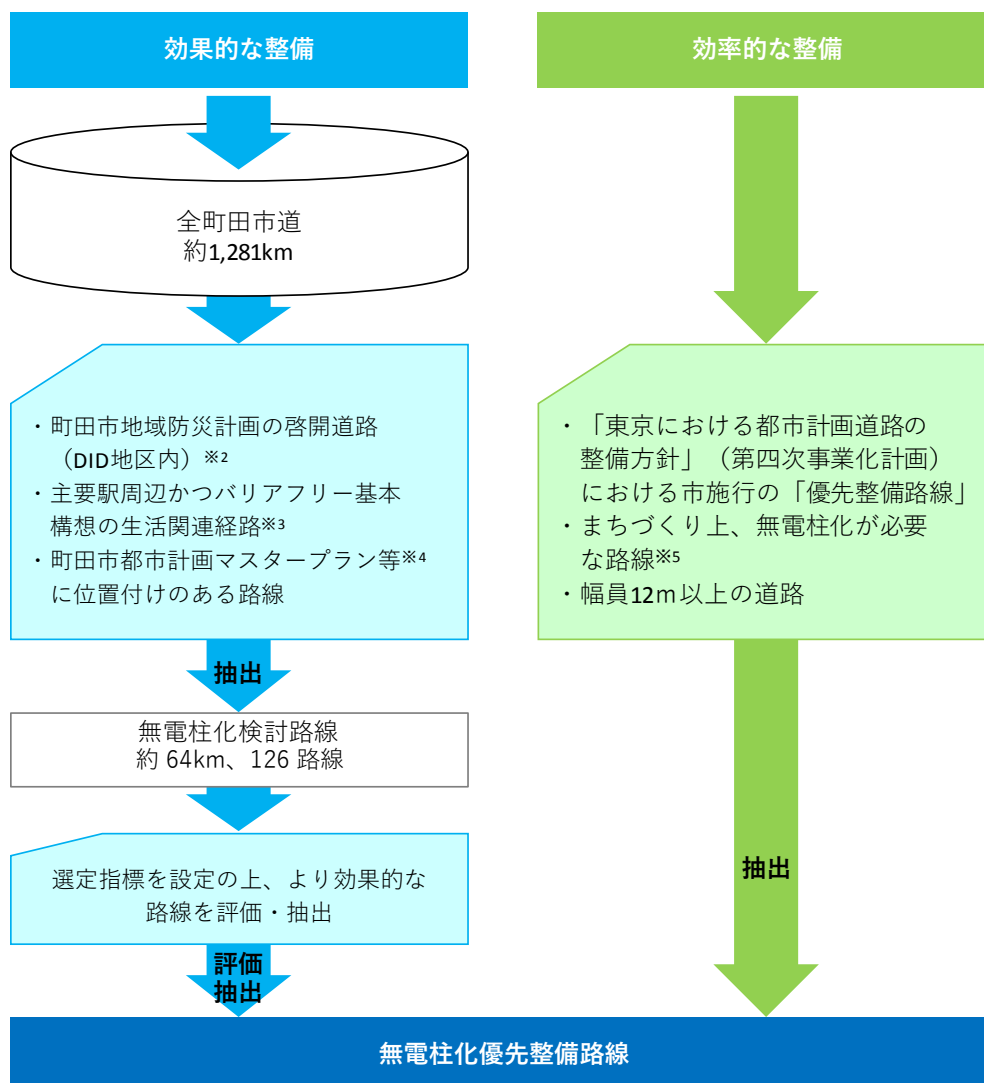


図9 無電柱化優先整備路線選定フロー

※1 町田市道全延長：2019年時点

※2 DID地区内：原則1k㎡当たり4,000人以上で人口が5,000人以上の人口集中地区のこと。

※3 主要駅の基準：利用人員が概ね2.5万人/日以上以上の駅。市内主要駅は町田駅、玉川学園駅、鶴川駅、成瀬駅、南町田グランベリーパーク駅の5駅。主要駅周辺とは半径500m以内のこと。

※4 町田市都市計画マスタープラン、中心市街地まちづくり計画

※5 無電柱化が必要な路線：まちづくりを行う上で、協議や検討等を重ねて無電柱化が必要となった路線のこと。